# 学校危機管理マニュアル

(資料編)

中央区教育委員会

## 目 次

I	「調査情報」「注意情報」「予知情報」への対応	1
1	東海地震調査情報(定例)	1
2	東海地震調査情報(臨時)	1
3	東海地震注意情報	1
4	東海地震予知情報と警戒宣言の発令	1
Ⅱ 系	<b>巻災時のガス•電気•水道対応</b>	2
1	都市ガスの対応	2
2	電気対応	4
3	上水道対応	5
<b>Ⅲ</b> ∃	チェックリスト等(例)	6
1	保護者・地域・関係機関との連携(登下校時の安全確認)	6
2	児童・生徒指導の一層の充実	7
3	学校・幼稚園外における不審者対応の指導事項(例)	7
IV 7	下審者侵入想定避難訓練の実施(例)	9
1	非常通報訓練実施に向けた事前準備	9
2	不審者侵入想定避難訓練の実施	10
3	非常通報訓練終了後	13
V ź	カ児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト等 …	15
1	日常の安全確保	15
2	緊急時への体制整備	17
3	死角になる場所や施錠の有無などの確認	18
4	校・園外巡回活動の実施	19
5	受付の整備	20
6	保護者・地域・関係機関との連携(登下校時の安全確保)	22
○気化	山沼市立階上中学校卒業生代表の答辞	23

### I 「調査情報」「注意情報」「予知情報」への対応

### 1 東海地震調査情報(定例)

気象庁が毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する。

### 2 東海地震調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。

この段階では特に防災対応は必要なく報道等に注意しつつ、平常どおりの授業を行う。

### 3 東海地震注意情報

観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと判定された場合に 発表される。

この段階で、救助部隊、救急部隊など防災関係者の派遣準備が行われ、政府、自治体ともに防災活動の準備行動を開始する。

教育委員会では、注意情報発表の連絡を受けたときは、直ちに地域防災無線システムで、学校長に運絡する。

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童、生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

### 4 東海地震予知情報と警戒宣言の発令

観測データから、2~3日(又は数時間)以内に東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表され、内閣総理大臣は警戒宣言を発する。

内閣総理大臣は、気象庁長官から東海地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めたときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、強化地域に係る都・県知事等に対して、各種の防災措置を執るべき旨を通知する。

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

#### 警戒宣言の流れ

東海地震に関連する調査情報→・防災対応は特に必要なし



- ・国や白治体等では情報連絡体制がとられる
- ・平常どおりに過ごす

#### 東海地震注意情報→防災対応必要



- ・救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者の派遣準備が行われる
- ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる
- 気象庁において、東海地震発生につながるかどうかを検討する判定会が 開催される

#### 東海地震予知情報→防災対応必要

- ・「警戒宣言」が発せられる
- ・地震災害警戒本部が設置される
- ・津波や崖崩れなどの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止等の対策がとられる

(参考 気象庁ホームページ)

### Ⅱ 発災時のガス・電気・水道対応

#### 1 都市ガス対応

ガス漏れによる爆発事故や火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

アまずは身の安全を確保する。

### イ 火の始末

揺れがおさまったらガス機器の火を消す。

※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。

#### ウ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス 供給会社まで連絡(ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチ には絶対に触らない。)

エマイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

<注意> 赤ランプが点滅している場合には、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。

### 地震発生時の対応 地震が発生 学校のある地域・ 帯のガス供給が停 止している YES NO ガス供給会社の復旧作業を待つ マイコンメーターの赤ランプが点滅している YES NO ガスが止まっている ガスが止まっている・ガス臭い YES YES NO NO ガス供給会社へ ガスの使用可能 復帰の手順に ガス漏れの可能性があ 従って操作する るためガス供給会社へ 連絡する 連絡する

#### 参考

### <都市ガスの安全装置>

原則として、120号※1以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター(以下、マイコンメーター)である。マイコンメーターは震度 <math>5 強相当以上※2の揺れを感知したときにガスを遮断する※3。

マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、以下の場合には遮断を行わない。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合

ただし、平成10年1月以降に製造された $1\sim6$ 号メーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず、震度5強相当以上で遮断する。

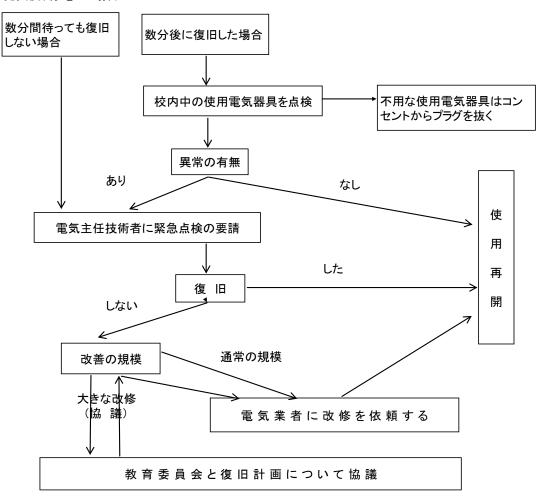
- ※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量  $(m^3)$  のことを示し、120号=120 $m^3$ /hとなる。一度に使用するガスの量が増えると 号数も大きくなる。号数はメーターの刻印もしくはガス供給会社に問い合わせることで確認できる。
- ※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するので、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。
- ※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

#### 2 電気対応

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急 対応に取り組む。

(1) 校内受変電設備、分電盤には手を触れない(遵守)

#### ② 発災後、停電した場合



※緊急点検の要請を受け、出勤してきた電気主任技術者に対して校内電気設備の案内をする

#### 「留意事項」

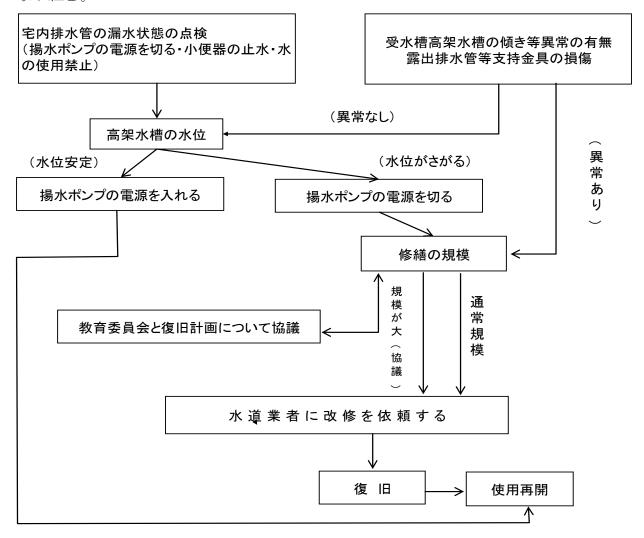
- ・東京電力㈱が学校内外で行う電気工事等の情報を電気主任技術者に提供する。
- ・二次災害防止のため、児童・生徒や避難住民に対し、水につかった電気器具の使用禁止、切れた電線には絶対にさわらない、コンセントへ電気器具プラグを差し込まないよう指導・周知する。

#### [避難者に対する留意事項]

- ・被災者が持ち込んだ電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用にあたっては、電気主任技術者の指示に従うよう説明する。
- ・校内受変電設備・分電盤には手を触れないよう伝える。
- ・東京電力㈱による電力供給設備の復旧を優先的に実施するよう東京電力営業所に申 し入れる。

#### 3 上水道対応

児童・生徒・教職員に加えて、避難所としての飲料水確保も必要であり、水の確保の 重要性から、発災後は、速やかに校舎内外(宅内給水管等)を点検し、次の緊急対応に 取り組む。



#### 〔留意事項〕

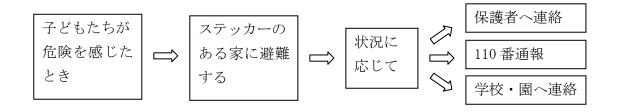
- ・発災時には、受水槽や高架水槽内に相当量の水が貯蓄されており、この水は諸般の 状況により異なるが、発災時には、およそ2日間飲料水として使用できる。また、 ろ過器を利用してプールの水を濾過して飲料水としても利用できる。
- ・プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- ・水の利用方法については、避難所運営にあたる区災害対策本部の意向や給水車の配車計画等を考慮し、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- ・ 宅外給水管から学校の受水槽までの間に、宅内配水管等の損傷に備え応急水栓を設けている学校も多い。必要に応じて活用する。
- ・断水後給水再開されたとき、赤水等が見られることもあるが、目で見て通常時の水 の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場 合は、水道局営業所、保健所に連絡し、指示を受け対処する。
- ・漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先(系統) を把握しておく。

# Ⅲ チェックリスト等(例)

### 1 保護者・地域・関係機関との連携(登下校時の安全確保)

項目	チェックポイント
	保護者会等を通じて、学校・幼稚園の安全対策について説明し、協力を呼
	びかけている。
	不審者情報の提供の仕方について予め説明している。
<b>児猫学しの連携</b>	学校・幼稚園内外の安全対策について、話し合いの場を設定している。
保護者との連携	定期的に安全対策への意識付けを図る工夫をしている。
	子どもたちが通学路安全マップや地域安全マップを作成するに際して、目
	的を周知し協力を依頼している。
	安全・安心メールのしくみと利用方法について周知している。
	保護者の来校・来園児の対応など話し合いが行われている。
PTA役員との連携	地域巡回やパトロールについて協力を依頼している。
	緊急時の連絡体制などを協議し、共通理解している。
	「子ども 110 番」や巡回パトロールなど学校・幼稚園の安全対策について説
地域・地区懇談会	明し、協力を呼びかけている。
地域・地区総談云   (学校評議員会)等との	「子ども 110 番」や巡回パトロールなどの協力者(家庭)に定期的に連絡
(子仪許哉貝云)寺との    連携	を取り、活動を確認している。
<b>建</b> 榜	不審者情報等の注意文書を、地域に配布する体制が整備されている。
	緊急時の連絡体制が整備されている。
関係機関レの連携	管内警察署及び交番、消防署等との連絡体制が整備されている。
関係機関との連携	「子ども 110 番」の活用が図られるよう工夫している。

### 子ども 110 番のシステム



### 2 児童・生徒指導の一層の充実

指導項目	具体的内容例			
	□ 学校・幼稚園内に不審者が侵入する可能性があること。			
	□ 不審者を見たら、すぐ知らせること。			
	□ 学校・幼稚園は、幼児・児童・生徒の安全の確保に最大限の努力をし			
日ごろから幼児・児童・生徒	ていること。			
に指導しておく事項	□ 様々な状況を想定し、日常から訓練をする必要があること。			
に相待してねく事項	□ 安全確保のために多くの人が連携していること。			
	□ 防犯ブザーを携行すること。			
	□ 通学路安全マップや地域安全マップの作成をとおして、通学路や地域の			
	危険箇所を意識すること。			
	□ すぐに先生や近くの大人に知らせること。			
学校・幼稚園に不審者が侵入	□ 不審者に声をかけずに、逃げること。			
したときの対処の仕方	□ 追いかけてきたら、大声を出して走って逃げること。			
	□ 先生や大人の指示に従うこと。			
	□ 幼児・児童・生徒は、自分が守るという気概をもつこと。			
	□ 危機管理意識を常にもち、日常の活動の中で周囲の状況の 変化に対			
教職員としての自覚	応できるよう意識すること。			
教職員としての日見	□ 校・園内の死角等に日ごろから気を配ること。			
	□ 防犯ブザー等の携行に心がけること。			
	□ 名札の着用を怠らないこと。			

### 3 学校・幼稚園外における不審者対応の指導事項(例)

場	指導事項		
	□ 見知らぬ人の車には近づかない。絶対に乗らない。		
	□ 見知らぬ人には絶対についていかない。		
	□ 抱きつかれたり、連れ去られそうになったりしたときは、大声を出して助け		
	を求めるか防犯ブザーを使用する。		
外にいる時	□ 見知らぬ人に道を聞かれたらその場で教え、案内はしない。		
	□ 人通りの少ない通りや、暗がりの場所を避ける。		
	□ 危険を感じたときに助けを求める交番や子ども 110 番などの場所を確認して		
	おく。		
	□ 外出するときは行き先と帰る時間を必ず保護者に告げる。		
	□ 不審と思われるような人が訪問してきたときは、絶対にドアを開けない。		
	□ 不審者の訪問に対しては、110番をするか保護者に電話する。		
留守番の時	□ 知らない人からの電話には応答しない。		
留寸番の時	□ 玄関などの戸締まりとドアチェーンをかける習慣を身につける。		
	□ 親・家族の連絡先電話番号をわかりやすいところに表示しておく。		
	□ 不審なもの(郵便物等)が届いても自分で開封しない。		

		家族が不在の場合、家の鍵を開けるときには周囲に十分気をつける。
帰宅時		不審に思われるような人がいるときは、管理人や近隣の顔見知りの人に家まで
		送ってもらう。
		エレベーターホール等に見かけない人がいないか周囲を確認する。
		見知らぬ人と二人だけのときは、防犯ブザーのスイッチに手をかけておく。
		非常ボタンの位置や押し方を確認しておく。
エレベーター利用		各階ボタンや非常ボタンを押すことができる位置に乗る。
時		知らない人と二人だけで乗ったときは、直近の階でエレベーターを降りる。
		抱きつかれたときは、防犯ブザーを鳴らすか、非常ボタンやすべての階のボ
		タンを押し、大声を出して助けを求める。
		不審な人や不審なものを見かけたら、110番等で警察に連絡する。
		幼児・児童の連れ去り事件等を他人事と思わず、自分の子どものこととして
		受け止め、防止策について子どもと話し合いをしておく。
		子どもには、家の鍵を他人から見えないように携帯させる。
		防犯ブザーの携行を常に確認するとともに、すぐ使うことができるように配
保護者の対応		慮して持たせる。
		何かに夢中になりすぎて、子どものことを忘れないようにする。
		不自然な子ども連れを見かけたら、声をかけるか 110 番通報する。
	l	7 13.1 6 13 13 13 14 15 15 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
		子どもの帰りが遅いときには、行き先へ連絡するか迎えに行く。

# IV 不審者侵入想定避難訓練の実施(例)

### 1 非常通報訓練実施に向けた事前準備

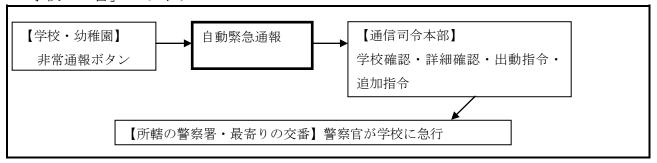
主な内容	会施に向けた事制準備 留意事項				
全教職員の共通理解	① 目的・意義の共通理解				
	不審者侵入による幼児・児童・生徒への被害はどこの学校(園)でも起こりう				
	・				
		-			
		急体制についての共通理解			
		5緊急体制を明確にする。			
	<通報体制、	避難・誘導体制、情報伝達体制を	<b>など&gt;</b>		
	・通報装置の認	2置個所、操作方法等の確認			
	・受話器の設置	置された通報装置との連携方法の確	<b>雀</b> 認		
	• 不審者侵入時	<b>寺の全教職員への伝達方法(暗号</b> 3	て) の確認		
	• 伝達方法、過	産難経路、避難場所等の確認			
	(場合によ・	っては、校園舎すべての出入口の	施錠、窓・カーテ	ンをしめる措	
	置などを含む	·(c)			
	・不審者に対す	する備品等を使った回避方法(椅-	子、消火器等)		
	③ 時間帯別によ	る緊急体制の確立			
	• 始業前、授	業中、休憩時間中、放課後等時間	]帯別による体制	を確立する。	
		避難誘導者	不審者対応者	主通報者	
	始業前	1階( )2階( )…			
	授業中	各指導者			
	休憩時間中	1階( )校庭( )…			
	放課後	1階( )2階( )…			
	④ 連絡・通報の	手順の確認			
	ア 危機回避				
	事故発見者は	は、幼児・児童・生徒の安全確保を	を第一に、子ども	を防護し、避	
	難させる等、	当面の危機回避に努める。なお、	警報ブザーの使	見用も躊躇しな	
	V) <sub>o</sub>				
	イ 犯罪者への				
		全確保を図るとともに、犯罪者への ****	の対処を臨機応変	ぎに行う。	
	ウ校園内への		#. <i>7-7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1</i>		
		は、幼児・児童・生徒への応急処間 ロナイニ	<b>重を行りとともに</b>	- 、	
	係者への通幸				
		ターホン、非常ボタン、火災報知	装直寺/		
	工 学校 110 番	<sup>囲報</sup> ごのマニュアルに従い、速やかにi	<b>孟却士</b> ス		
	才 校園内全体	, , , _ ,	世邦タる。		
		戦化し、暗号化した一斉放送により	) 異堂事能の発	&生を知らせ	
		Kにし、幅が化した 対放送により K急集合の指示を出す。	ノ・ ン・ロ チ 派・2 江		
		び関係諸機関への通報			
		青等は、校・園長の判断で躊躇なく	く行う。		
		ついての共通理解			
	不審者がどの。	ように校(園)地内に侵入し、幼!	見・児童・生徒を	るいは教職員	
	に対してどの。	ように被害を及ぼすおそれがある	のかを想定する。		

関係諸機関への連絡等	①【所轄警察署 生活安全課】		
(実施1ヶ月前)	・実施予定日時・内容についての協議 (決定)		
	②【教育委員会】 (復旧業者に連絡)		
	・実施予定日時・内容についての連絡(別添1書式例による)		
	③【所轄警察署 生活安全課】		
	・学校・園の訓練案についての細部打ち合わせ		
	(不審者役の依頼、細案についての助言)		
	④【所轄消防署】		
	・救急車・救命士の要請、自動火災報知設備等の活用についての指導		
	・学校・園の訓練案についての細部打ち合わせ		
	⑤【保護者・地域等への連絡(協議)】		
	・PTA、地域自治体等に訓練の実施について周知する。		
	(サイレン、赤色灯などにより学校近隣に不安を与えないようにするため、事		
	前に周辺の住民に周知徹底する。)		
幼児・児童・生徒への	① 訓練の趣旨を発達段階に応じて理解させる。		
指導	② 今までの事件等をもとに生命を守ることの大切さを理解させる。		
	③ 訓練に際しての約束や決まりを理解させ、実践できるようにする。(緊急放		
	送をよく聴く。教師の指示に従う。騒がない。等)		
	④ 過度に不安をあおることのないようにする。		

### 2 不審者侵入想定避難訓練の実施

火災や地震発生時を想定した避難訓練とともに、不審者侵入を想定した避難訓練を計画的に実施することが大切である。この場合、教職員の緊急集合、インターホンの場所確認や組織化の訓練を区別して実施することも必要である。

「学校 110 番」のしくみ



### 非常通報訓練の内容

为 11 / 20   K 的 10 K 12 T 3 目			
主 な 内 容	具 体 的 内 容		
	事前に「学校 110 番」の設置個所及び操作方法を確認のうえ、		
「学校 110 番」通報訓練	具体的想定に基づき、実際に「学校 110 番」の操作を行って警		
	察に通報する。		
情報伝達、避難誘導訓練	全教職員への速やかな情報伝達訓練を行い、教職員による幼		
情報位達、避難 <b></b>	児・児童・生徒への注意喚起、避難誘導訓練を行う。		
	到着した警察官に、事案の概要、被疑者の有無等、正確な情報		
警察・消防との連携訓練	を伝え、指示に従う。		
	緊急時における児童火災報知設備を使用する。		
到体份の学校认明な機関しの物業	訓練後、警察、消防、教育委員会などと協議分析を行い、問題		
訓練後の学校と関係機関との協議	点や課題等を検討する。		

### 不審者が校庭に侵入(校舎には不侵入)の場合

#### ◇小学校

### i 協力 警察署 消防署

不審者の 動き

管理職の動 き

教師の動き

児童の動き

警察・消防の 動き

·校門付近 を刃物を 持って徘 徊



・校庭で体育指 導中のA教 師が男を発 見、児童を校 舎内に避難 させる

・校庭の児童は 校舎内に避難



校門から 侵入

- 知らせを聞 いた副校 長が校長 の指示で 発報
- ・緊急放送で 対応指示



- · A教諭、不審 者に尋問
- 全教職員で施 錠、戸締り



教師の指示で

- · 通信指令本部受 信、出動指令
- ・学校に詳細確認



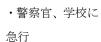




教室待機



- 玄関から 侵入を試 み、
- 110 番通報
- ・さすまた等で進入を防ぐ
- ・教職員は児童の安全確保



- 通報受信
- · 警察官 · 学校到



- 警察官を 見て逃走
- ・身柄を拘 束される
- 身柄拘束確 認
- 避難解除



• 避難解除



- ・不審者を確認
- 身柄拘束
- 救急隊到着

#### 不審者が校庭に侵入(校舎には不侵入)の場合

#### ◇中学校

### | 協力 | 警察署 | 消防署

管理職の動 教師の動き 警察・消防の動 不審者の動 生徒の動き き き き 事務職員が ・授業中 ・受付名簿に 記載せず 記載を促 に校舎内 す に入ろう とする 事務職員が 校内電話 事務職員に で副校長 刃物を見 に連絡 せ、校内に 侵入 ・聞いた副校 長が校長 ・生徒の安全 の指示で 確保 ・教師の指示 発報 ··通信指令本部受 ・教職員に不 ・階段で上階 ・教室の入口 で教室待 信出動指令 へ移動 審者付近 を施錠、 機 ・・学校に詳細確認 の自動火 机•椅子等 ・警察官、学校に ベル音にひ 災通報装 で進入を 急行 置を押す 防ぐ るんで階 下へ移動 ように指 示 • 警察官、学校到 • 身柄拘束確 • 避難解除 • 避難解除 身柄を拘束 認 ・不審者を確認 される • 避難解除 ・身柄拘束

### 3 非常通報訓練終了後

学校と関係機関の協議	・課題等について、様々な角度から分析する。
幼児・児童・生徒への指導	・心のケアについて十分留意する。
	・簡単な自己評価を含め、事後の指導をする。
実際の事故発生後の処置に	・仮に被害にあった幼児・児童・生徒がいたことを想定し、記録、報告に
ついての確認	ついての方針をまとめておく。
	<記録>
	・「いつ、どこで、だれが、どうして、どうなった」等を基準に事実
	のみを時系列で記録する。
	<連絡>
	・保護者、教育委員会への連絡内容の確認
	①事故発生状況と様態
	②病院名と所在地及び電話番号
	③保険証の持参
	④学校・幼稚園からの随行者の確認
	⑤次の連絡時間の確認
	・学校・幼稚園として保護者への誠実で的確な対応が求められる(誠
	実に対応したかどうかは保護者が判断することである)。
	・病院からの帰宅後は、家庭訪問、電話連絡を密にし、子どもの状況
	を把握する。
	<学校・幼稚園としての対応>
	事故発生後は次の内容について対応が必要となります。
	①保護者説明会の開催日時決定、通知
	②今後の対応・対策の方針決定(教育委員会・警察との連携)
	③ P T A 役員との事前打ち合わせ
	④マスコミ等に対する方針(応対者、応対場所等)
	⑤二次被害の予防

平成 年 月 日 (学校名) (校長名)

### 非常通報訓練 実施計画書 (例)

非常通報訓練につき、下記のとおりの実施を予定していることを連絡します。

記

- 1 実施日時 平成年月日() 時分~ 時分
- 2 実施場所 中央区立 学校・幼稚園
- 3 参加予定者数 (本校児童・生徒) 名 (本校教職員) 名 (警察署職員) 名 (非常通報設置業者) 名 (その他) 名
- 4 所轄警察署名 警察署
- 5 訓練趣旨(発報理由等)
- 6 訓練内容(箇条書き)
- 7 備 考
- ※ 実施1ヶ月前までに教育委員会に提出ください。
- ※ 提出前に所轄警察署生活安全課等と十分協議をしてください。

# V 幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての チェックリスト等

評価は、「A: 行っている B: おおむね行っている C: 不十分である D: 全く行っていない」とし、C と D の場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

### 1 日常の安全確保

1 日吊の女生			
観点	具体的点検項目	評	改善の
一 一		価	手 立 て
I	1 学校や地域の実態を考慮した本校の危機管理マニュ		※時期、方
活用できる「○○	アルを作成しているか		法などを記
学校危機管理マニ	2 マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性の		入(以下、
ュアル」の作成	あるものにしているか		同様
	3 年度当初に、全教職員で、マニュアルの内容について		
	共通理解を図っているか		
П	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置した		
学校安全に関する	り、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組		
校内体制の整備	織を整備しているか		
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備して		
	いるか		
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実		
	施しているか		
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡		
	回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体		
	制ができているか		
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係		
	機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整 備しているか		
Ш	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報		
M   教職員の危機管理	交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努め		
意識や能力の向	ているか		
上、研修や訓練の	2 安全(防犯)教育の基礎・基本、知識・技能、応急手		1
実施	当、心のケアなどについて研修を実施しているか		
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室(「非常通報体		
	制・学校 110 番」の活用を含む)を実施し、課題を明確		
	にして改善しているか		
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確		
	な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか		
	5 児童・生徒の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全 な誘導の仕方について、訓練しているか		
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくり		
	に努めているか		
IV	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出		
不審者侵入防止の	入口を管理可能な範囲に限定しているか		
ための来訪者の確	2 使用しない門扉の施錠をしているか		]
認	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」の		1
	プレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起してい		
	るか		
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか		1

	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着	
	用するようになっているか	
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち	
	物等に不審な点はないか確認しているか	
V	① 児童・生徒に対して、通学路を通って登下校するよう	
管理下における安	に指導するとともに、保護者にも周知しているか	
全確保の体制	② 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死	
(1)登下校時	角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか	
	③ ②について、児童・生徒とともに「地域安全マップ」	
	を作成するなどして、児童・生徒や保護者への注意を喚	
	起しているか	
	④ 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども 110	
	番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒に周知	
	しているか	
	⑤ 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法(大声を出	
	す、逃げる等)を日頃から指導しているか	
(2)学校で	① 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や	
	校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒の状況を把握	
	しているか	
	② 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランテ	
	ィア等を活用して校内巡回を実施しているか	
(3)遠足や校外学	① 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密	
習、学校行事等	な安全計画を立てているか	
	② 児童・生徒への事前の安全指導を徹底しているか	
	③ 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前	
	に教職員間で周知徹底しているか	
(4)学校公開時	① 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡	
CO 1 NAMED	回体制などを整備しているか	
	② 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放	
	部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止	
	の方策(施錠等を含む)を講じているか	
	③ 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事	
	項を説明し、理解と協力を得ているか	
	④ 校庭(体育館)開放や教室開放などの学校開放時に、	
	PTAや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的	
	お協力を得ているか	
VI	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付	
児童・生徒に対す	け、児童・生徒や学校の実態に応じて計画的に実施して	
る安全教育(防犯	り、元重・主候、子校の天態に応じて計画的に天施して   いるか	
教育)の充実	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発	
14/11/ 12/11/N	生時に児童・生徒に不安を抱かせずに冷静に避難できる	
	ようにしているか	
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないため	
	の対処方法などについて、継続的に指導しているか	
	4 児童・生徒が自らの身を守る対処方法を知るととも	
	4 元量・生徒か自らい身をする対処力伝を知ることも   に、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成	
	に、主体的に生活女生について子はりとする態度を自成しているか	
	5 児童・生徒に防犯ベル (ブザー) を持たせている場合、	
	5 児里・生使に防犯ペル (ノリー) を持たせている場合、   その使い方について指導しているか	
VII	1 校門、塀、外灯(防犯ライト等)校舎の窓・出入口の	
VⅡ   施設・設備の点検、	1   校門、塀、外別(図犯フィト等)校舎の窓・田八日の   破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実	
一施設・設備の点検、 整備		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	施しているか	
	2 通報機器(「非常通報体制・学校110番」、校内緊急	
	通話システム等)、防犯監視システム、警報装置(警報 ベル・ブザー等)等を設置している場合。佐動出況の点	
	ベル、ブザー等)等を設置している場合、作動状況の点	

	検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っている か	
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場 や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っ ているか	
VⅢ 関係機関等との連 携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合 に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするな ど、連携を密にしているか	
	2 「非常通報体制・学校 110 番」を活用した防犯訓練(防犯教室を含む)、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか	
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒の心のケアを 依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備して いるか	
IX 保護者や地域への 啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等 に対して、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に ついての協力を依頼しているか	
13. ZED4	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会や町会、地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか	
	3 各家庭で、保護者が子どもと安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか	
	4 毎日の学区域の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども 110 番の家」の拡大、地域主催による子どもたちの活動など、地域ぐるみの安全(防犯)活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか	

### 2 緊急時への体制整備

観点	具 体 的 点 検 項 目	評	改善の
		価	手立て
I 周辺において不	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察 との連携を図っているか		
審者情報がある 場合の連絡等の	2 緊急時の児童・生徒の登下校の方法について、予め対応 方針を定め全教職員で共通理解しているか		
体制	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒や保護者が 周知しているか		
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか		
	5 PTAや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を 得ることが可能か		
Ⅱ 不審者の侵入な	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか		
ど緊急時の体制	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・ 学校 110 番」に通報できるようになっているか		
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができているか		
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒の避難誘導を迅速に行い、 児童・生徒の安全確保を確実にできるようになっているか		

to the land to the second of t	
5 負傷者が出た場合、迅速に応急処置、病院等への搬送が	
できる体制を整えているか	
6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制	
を整備しているか	
7 直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るととも	
に、人的支援などが得られる体制を整えているか	
8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれ	
る体制等を整えているか	
9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供な	
どの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心	
のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発	
動できるようにしているか	

『子どもの命は大人みんなで守る リーフレット (東京都教育委員会) より』

### 3 死角になる場所や施錠の有無などの確認

学校・幼稚園は、他の施設と異なり出入り口が多く、地域開放の推進により利用形態も複雑になっている。また、地震や火災の発生等に伴う児童・生徒の避難経路を確保する必要がある。学校・幼稚園は、それらを総合的に勘案し、防犯・防災の両観点から自校・自園の校・園舎等の構造上の課題を把握し、日常的な点検を行う。

	・園音等の構造工の味趣を101度し、日帯的な点便を行う。
点検箇所	点検内容
外 溝	□ 周辺道路・隣接境界から容易に侵入できないか。 □ 門や柵が簡単に乗り越えられないか。 □ 門や柵の破損はないか
隠れ場所	□ 屋外の樹木や物陰等、人が潜むことのできる場所がないか。
死 角	□ 教職員の目が行き届かない場所が校・園舎内にないか。 □ 教職員の目が行き届かない場所が敷地内にないか。 □ 死角になる場所があるとしたら、その点検は定期的に行われているか。
施 錠	□ 鍵の管理がきちんと行われているか。 □ 扉や窓等の破損がないか。 □ 校・園舎内の窓、出入り口の開閉及び施錠が確実に行われているか。
避難経路	□ 避難口及び通路など避難経路周辺が整備されているか。 □ 不審者侵入を想定した避難経路が確保されているか。
安全点検	□ 上記の項目について全教職員が共通理解しているか。 □ 施設上の安全点検が定期的に行われているか。

### 4 校・園外巡回活動の実施

事故を未然に防ぐためには、施設設備の点検や不審者がいないかどうかなどの巡回が必要である。なお、確実な巡回を実施するとともに、記録を残すために、下表のような巡回記録簿の作成も工夫の一つである。

	巡回記録 (第)		校園長	副校園長	主幹主任	記入者
	F	備考(往	<b>丁事等)</b>			
平成 年 月 日()		第1回目	第2回目	第3回目 第	第4回目	
	巡 回 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	
巡回者名	7					
場所	チェックポイント					
	正門の開閉状況					
門 扉	南門の開閉状況・施錠状況					
外 溝	外溝の状況					
校園庭	不審者の有無					
	インターホンの作動					
	受付の状況					
	校園舎出入口Aの開閉状況					
校園舎	校園舎出入口Bの開閉状況					
A 教室開閉状況・施錠状況						
	B教室開閉状況・施錠状況					
	窓の開閉状況・施錠状況					
屋上	出入口の開閉状況					
体育館 出入口の開閉状況						
TT. 17 AH	インターホンの作動					
プール	出入口の開閉状況					
, ,,	インターホンの作動					
илилили	иллилиллиллиллиллиллиллил	малалала	малалала		4/4/4/4/4/1	

### 5 受付の整備

全校・全園で受付機能の強化に努めているが、定期的に下記の項目についての確認をする。

場面	チェックポイント
<i>У</i> // µі	
	□ 門・玄関及び受付等に適切な案内掲示がされている。
	□ 来校・来園者の出入口は一ヶ所になっている。
	□ インターホンで来校・来園者の氏名・目的等を確認してから、門(ドア)
門から受付まで	を開けている。
	□ 受付の場所が明確にわかる。
	□ 校舎・園舎案内図がわかりやすく設置されている。
	□ 受付簿が整備されている。
	□ ていねいな受付を心がけている。
	□ 受付簿に必ず氏名、来校・来園目的、受付時刻等を記帳させ確認してい
	る。
受付業務者がいるとき	□ 来校・来園目的の相手と確認をとっている。
	□ 疑問がある場合にはその場で待ってもらい、来校・来園相手に受付まで
	来てもらっている。
	□ 受付に受付業務者がいるかどうかわかるようになっている。
	□ 受付簿への記帳の仕方がわかるようになっている。
受付業務者がいないとき	□ 受付簿は記帳しやすい場所に設置されている。
	□ 受付簿は記帳しやすい形式になっている。
	□ 受付終了後に名札を着用してもらっている。
名札の着用	□ 番号等により名札の着用者がわかるようになっている。
	□ 名札の着用のない来校・来園者には声をかけている。
	□ 退校・退園時刻が受付簿に記帳させている。
71 to 71 E	□ 名札は確実に返却する体制となっている。
退校・退園	□ 門(ドア)が開放されたままになっていないか確認している。
	□ その日の来校・来園者の確認ができている。

### 案内掲示 (例)

	○ ご用の方は、インターホンを押してください。中に入りましたら、必ず受付にお申
正門	し出ください。 学校長・幼稚園長
	○ 関係者以外の校・園内への立ち入りを禁止します。 学校長・幼稚園長
正門以外	○ ご用の方は、正門へお回りください。 学校長・幼稚園長
玄 関	○ ご来校・園の方は、必ず受付にお申し出ください。 学校長・幼稚園長
	○ 受付の者に声をおかけください。 学校長・幼稚園長
	○ 受付簿に記帳し、名札を着用してから校・園内にお入りください。 学校長・幼稚
受 付	園長
	○ ご来校・園ありがとうございました。お帰りの際も必ず受付にお申し出ください。
	学校長・幼稚園長

### 受付簿 (例)

( )月( )目( )

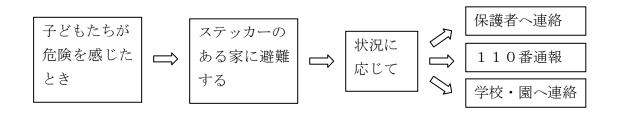
氏 名	勤務先等	用件/行き先(相手)	来校時刻	退校時刻	名札番号
			時 分	時 分	
		MAAAAAAAAAAAAAAAA	時 分	時 分	

### 6 保護者・地域・関係機関との連携(登下校時の安全確保)

登下校時は、児童・生徒の所在が学区域全体の広範囲にわたっており、学校だけで子どもたちを事件や事故から守ることは難しい。そのため、学校を中心に、保護者・地域・関係諸機関が一体となり、学校・幼稚園周辺の定期的なパトロール活動、不審者情報の共有、緊急事態発生時の対応等、それぞれの役割を果たすことが必要であり、お互いの協力関係を築いておくことが重要である。

項目	チェックポイント
	保護者会等を通じて、学校・幼稚園の安全対策について説明し、協力を呼
	びかけている。
	不審者情報の提供の仕方について予め説明している。
保護者との連携	学校・幼稚園内外の安全対策について、話し合いの場を設定している。
休護伯とり連携	定期的に安全対策への意識付けを図る工夫をしている。
	子どもたちが通学路安全マップや地域安全マップを作成するに際して、目
	的を周知し協力を依頼している。
	安全・安心メールのしくみと利用方法について周知している。
	保護者の来校・来園児の対応など話し合いが行われている。
PTA役員との連携	地域巡回やパトロールについて協力を依頼している。
	緊急時の連絡体制などを協議し、共通理解している。
	「子ども 110 番」や巡回パトロールなど学校・幼稚園の安全対策について説
地域・地区懇談会	明し、協力を呼びかけている。
地域・地区総談云   (学校評議員会)等との	「子ども 110 番」や巡回パトロールなどの協力者(家庭)に定期的に連絡
(子仪計議貝云)寺との    連携	を取り、活動を確認している。
上 上 上	不審者情報等の注意文書を、地域に配布する体制が整備されている。
	緊急時の連絡体制が整備されている。
関係機関との連携	管内警察署及び交番、消防署等との連絡体制が整備されている。
関体機関との理携	「子ども 110 番」の活用が図られるよう工夫している。

子ども 110 番のシステム



### 気仙沼市立階上中学校卒業生代表の答辞

<出展:平成22年度 文部科学白書 P9>

本日は未曽有の大震災の傷も癒えないさなか、私たちのために卒業式を挙行していただき、ありがとうご ざいます。

ちょうど十日前の三月十二日。春を思わせる暖かな日でした。私たちは、そのキラキラ光る日差しの中を、 希望に胸を膨らませ、通い慣れたこの学舎を、五十七名揃って巣立つはずでした。

前日の十一日。一足早く渡された思い出のたくさん詰まったアルバムを開き、十数時間後の卒業式に思い を馳せた友もいたことでしょう。「東日本大震災」と名付けられる天変地異が起こるとも知らずに…。

階上中学校といえば「防災教育」といわれ、内外から高く評価され、十分な訓練もしていた私たちでした。 しかし、自然の猛威の前には、人間の力はあまりにも無力で、私たちから大切なものを容赦なく奪っていき ました。天が与えた試練というには、むごすぎるものでした。つらくて、悔しくてたまりません。

時計の針は十四時四十六分を指したままです。でも時は確実に流れています。生かされた者として、顔を上げ、常に思いやりの心を持ち、強く、正しく、たくましく生きていかなければなりません。

命の重さを知るには大きすぎる代償でした。しかし、苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことが、これからの私たちの使命です。

私たちは今、それぞれの新しい人生の一歩を踏み出します。どこにいても、何をしていようとも、この地で、仲間と共有した時を忘れず、宝物として生きていきます。

後輩の皆さん、階上中学校で過ごす「あたりまえ」に思える日々や友達が、いかに貴重なものかを考え、いとおしんで過ごしてください。先生方、親身のご指導、ありがとうございました。先生方が、いかに私たちを思ってくださっていたか、今になってよく分かります。地域の皆さん、これまで様々なご支援をいただき、ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

お父さん、お母さん、家族の皆さん、これから私たちが歩んでいく姿を見守っていてください。必ず、よ き社会人になります。

私は、この階上中学校の生徒でいられたことを誇りに思います。

最後に、本当に、本当に、ありがとうございました。

平成二十三年三月二十二日 第六十四回卒業生代表